中野市介護保険特定福祉用具購入の手引き

中野市高齢者支援課介護保険係

　特定福祉用具販売は、在宅で要介護（支援）認定者が、自宅での生活において、より安心して日常生活を過ごせることを目的に、貸与になじまない福祉用具で、厚生労働大臣が定めた福祉用具（**指定特定（介護予防）福祉用具**）の購入に対し給付される介護給付の１つです。

*１　利用の対象となる方*

以下の項目すべてに当てはまる方が対象者の方です。

・特定福祉用具購入日（代金を**完済**した日）に介護保険の要介護（要支援）認定を受けている被保険者の方。

　・福祉用具販売事業所から特定福祉用具の購入をされた方。

　・在宅で生活している方。（入院中や入所中、外泊中の方は対象となりません。）

*２　支給対象となる特定福祉用具の種類*

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種目 | 対象となる福祉用具の品目等 | その他機能、構造、条件等 |
| 腰掛便座 | １.和式便座の上に置いて、腰掛式に変えるもの。２.洋式便座の上に置いて高さを補うもの。３.電動式、スプリング式で立ち上がる際に補助できる機能があるもの。４.移動可能なもの。（居室等で使用できるもの。） | 左記１.の場合、腰掛式に変換する場合に高さを補うものも含む。※工事を伴う便器の取替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。 |
| 自動排泄処理装置の交換可能部品 |  | 自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの。※ただし、専用パット、洗浄液等、排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、シート等の関連商品は除く。 |
| 入浴補助用具 | １.入浴用いす　　　　　　２.浴槽用手すり３.浴槽内いす　　　　　　４.入浴台５.浴室内すのこ　　　　　６.浴槽内すのこ７.入浴用介助ベルト | １.座面の高さが概ね35cm以上のものまたはリクライニング機能を有するもの。２.浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの。３.浴槽内に置いてりようすることができるもの。４.浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを用意にすることができるもの。５.浴槽内に置いて浴槽の床の段差の解消を図ることができるもの。６.浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの。７.居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの。 |
| 簡易浴槽 | 空気式又は折りたたみ式等で簡単に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの。 | 硬質の材質であっても、使用しないときに立て掛けること等により収納できるものや、居室等において必要があれば入浴が可能なものに限る。 |
| 移動用リフトの吊り具の部分 |  | 身体に適合し、移動用リフトに連結可能なものであること。※移動用リフト本体は貸与の対象です。 |

注意　【複合的機能を有する福祉用具についての取扱い】

・それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。

・それぞれの有する部分を区別できない場合であって、上記表に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

・福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、**介護保険給付の対象外**として取り扱う。

（平成12年１月31日老企第34号　厚生省老人保健福祉局企画課長通知より）

*３　支給額について*

支給額の上限は、**毎年4月から翌年3月までの1年間**で、要介護度にかかわらず１人につき**10万円**となっています。したがって、介護保険給付で支給される最高額は1年間で9万円です。

　なお、支給限度額を判断する基準日は、購入日（代金を**完済**した日）です。

例：特定福祉用具初回購入の場合

　　　　　　　　　　　支給額限度基準額　100,000円（毎年４月から翌年３月までの１年間）

　　　　　　　　購入費用　16,500円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| *保険給付額　15,000円* | *自己負担額　1,500円* | *（次回以降）保険給付可能残高　83,500円* |

注意　【特定福祉用具の購入先と支給対象について】

特定の福祉用具を都道府県が指定した福祉用具販売事業者から購入した場合であっても、直接「福祉用具専門相談員」から、福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言などを受けられない通信販売での購入は支給対象外です。

【種目単位での重複購入の場合】

　特定福祉用具購入費が支給されると、それ以後の同一種目の福祉用具購入については、**原則、介護保険給付の対象外**となります。

　ただし、次に掲げる場合については、中野市が必要と認める場合に限り、例外として、１度購入された同一種目の福祉用具であっても、支給限度基準額の範囲において、再度福祉用具購入費が支給されます。

（１）既に購入した福祉用具が**破損し使用継続が困難**な場合で、かつ**身体状況や使用環境を踏まえての通常使用、年数経過の範囲内の破損や汚損**。

（２）その他、以下に掲げる特別な事情がある場合。

　　・被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合。

　　・被保険者の介護の必要の程度に著しい変化はないが、利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で当該福祉用具の利用に支障が生じた。

　　・被保険者の介護の必要の程度に著しい変化はないが、転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズ等に支障が生じた。

　　※上記以外の理由で特別な事情が生じた場合には、**購入前に**介護保険係担当にご相談ください。

【福祉用具購入時の取付費用について】

　　福祉用具購入時に取付費が発生する場合には、**取付費は全額介護保険給付対象外**となります。

*４　申請手続きについて*

　特定福祉用具購入にあたっては、購入前に居宅介護支援事業所や地域包括支援センターの介護支援専門員（以

下、「ケアマネージャー」という。）福祉用具に関する専門的な知識に基づく助言ができる「福祉用具専門相談員」

及び都道府県指定の福祉用具販売事業者に相談し、必要な書類をそろえ、高齢者支援課介護保険係に提出してください。

１）申請に必要な書類

|  |  |
| --- | --- |
| 書類名 | 留意点 |
| 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費申請書 | ・購入日は**購入費支払い完済日**を記入してください。・申請者名は要介護（要支援）認定を受けている被保険者氏名にしてください。 |
| 領収書 | ・領収書のあて名は要介護（要支援）認定を受けている被保険者氏名にしてください。・発行者の社名、社印が無いもの、単に福祉用具購入費を指定事業所の口座に振り込んだことを証明した書面等は、領収書として受付できません。・福祉用具購入時に取付費が発生する場合には、取付費は介護保険給付対象外となるため、取付費用が発生した場合には、用具購入費用のみを領収書に記載してください。 |
| 購入を希望する特定福祉用具のカタログ等のコピー | オーダー商品購入の場合には、カタログ等のコピーに代えて、以下の書類が必要となります。・当該福祉用具の設計図・見積書及び内訳書・完成商品の写真（**納品日以降の日付入り**） |

　２）手続きの流れ

３）支払方法について

特定福祉用具購入費の支給は原則、**償還払い**により行われます。

　　　なお、経済的困難者等で償還払いによる購入費の支払いが困難な場合には、事前に高齢者支援課介護保険係に必要書類の提出を行うことで、受領委任払いの制度を利用することができます。

　　　ただし、支払いを受ける本人が、法第６６条第１項に規定する支払方法の変更の記載を受けている場合または、は法第６７条第１項あるいは法第６８条第１項に規定する保険給付差止の記載を受けている場合又は法第６９条第１項に規定する給付額減額等の記載を受けている場合については、**受領委任払いの制度を利用することができません**。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支払方法の種類 | 内容 | 手続き方法 | 必要書類 |
| 償還払い | 被保険者が一度、福祉用具購入費用全額を購入先の福祉用具販売事業所に支払い、特定福祉用具に係る費用（給付対象部分）の**９割が後日、市から被保険者に給付**される支払方法。 | 「４申請手続きについて」中の「２）手続きの流れ」と同様。 | 「４申請手続きについて」中の「１）申請に必要な書類」と同様。 |
| 受領委任払い | 特定福祉用具購入に係る費用（給付対象部分）のうち、被保険者は自己負担分（１割分）の金額のみを購入先の福祉用具販売事業所に支払い、特定福祉用具購入に係る費用の**９割が後日、市から購入先の福祉用具販売事業所に給付**される支払方法。※ただし、購入内容に給付の対象とならない部分が含まれるときは、被保険者が上記以外に対象外費用の全額を支払うことになります。 | ①**購入前**に、左記の必要書類を用意し、高齢者支援課介護保険係に提出してください。②市が書類審査（必要に応じて現地確認や聞き取り調査）を行った後、**承認通知**を購入希望者宛てに送付します。③**承認通知到着後、通知内容を確認し、**特定福祉用具を購入する。④「４申請手続きについて」中の「２）手続きの流れ」【３】以降の通り、購入、支給申請等を行ってください。 | 【購入前】・介護保険福祉用具購入費受領委任払い申請書及び委任状・見積書・購入を希望する特定福祉用具のカタログ等のコピー※記入上の留意点等は「４申請手続きについて」中の「１）申請に必要な書類」を参照してください。【購入後】「４申請手続きについて」中の「２）手続きの流れ」【３】以降の通り、購入、支給申請等を行ってください。 |

*５　関連リンク（外部リンク）*

財団法人テクノエイド協会（<http://www.techno-aids.or.jp/>）

厚生労働省（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/dl/yougu.pdf#search>）